

保育人材確保による待機児童解消の推進

新規提案



規制改革提案

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の緩和

3歳未満児の定員を設定する保育所、認定こども園においては、小規模保育事業等と同様に0歳児の在籍人数に関わらず、1人に限って看護師等（保健師、准看護師を含む）を保育士とみなす。

千葉市では

- H28年度から2年連続で待機児童が発生（H28年度：11人、H29年度：48人）
- 既存施設 **18施設（全体の約15%）** の **保育士不足** による受入枠の減少が主な要因（H29.4.1時点）

対応できる保育人材の
確保が喫緊の課題

あらゆる手段による
保育人材確保が必要

規制
事項

保育所、認定こども園において、看護師等を1人に限って保育士とみなすことが認められているが、**0歳児が4人以上在籍する施設**に限られている。

一方、小規模保育事業等においては、**0歳児の人数要件は設けられていない。**

規制改革の実現により...

・市内保育所等の **7割で新たに看護師等の雇用** が期待され、
約240人分の受入枠増加 により **待機児童解消を推進！！**

※本市アンケート調査の結果、看護師等を配置していない施設39施設のうち27施設が要件緩和により看護師等の配置を検討すると回答。27施設において、新たに看護師等を雇用した場合に1人当たり8.7人の児童を保育するものとして算出。

看護師等の雇用に向け、H28年度から「潜在看護師等に対する保育所等への再就職支援研修」を実施
(H28年度実績では、研修参加者81人のうち約20%が潜在看護師等であり、そのうち3人が市内保育所等へ就職（H29.4月調査）)

さらに、

保育所等における保健業務（児童の健康支援、障害児や医療的ケア児への対応など）強化による
保育の質の向上も期待！！